

2 0 2 2 年 5 月 9 日

リ・ジェネレーション株式会社

代表取締役 尾端 友成 殿

写し送付先：あかつき総合法律事務所
弁護士 谷口 琢哉 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所
株式会社ナガホリ代理人

弁護士 太田 洋

同 佐々木 秀

同 石崎 泰 哲

同 山本 晃 久

同 瀬川 堅 心

質 問 状 (4)

前略 当職らは、5月6日、貴社より受領した5月2日付け「回答書(2)」(以下「回

答書（２）」といたします。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といたします。）の代理人として、以下の各事項について、貴社によるご回答を求めます。

なお、状況に鑑み、貴社の提出に係る大量保有報告書における事務上の連絡先である、あかつき総合法律事務所の谷口琢哉弁護士にも写しを送付させて頂きまます。また、前回もあかつき総合法律事務所の谷口琢哉弁護士にも写しを送付させて頂いているところ、谷口弁護士からは特段のご異議を頂いておりません。今回は貴社から直接当職らに回答書（２）のご連絡を頂いたので、前回と同様に貴社に対して本質問状を送付し、谷口弁護士に写しを送付させて頂きまますが、当職らとしても、貴社に代理人弁護士がついているにも拘らず貴社に直接連絡することは避けなければなりませんので、本質問状に対しても谷口弁護士から特段のご異議を頂かなかった場合は、次回のご連絡以降、当職らとしては谷口弁護士が貴社の代理人弁護士であると理解し、谷口弁護士宛てに直接ご連絡差し上げるようにさせて頂きまます。もし貴社が別の代理人弁護士をつけていらっしゃる場合には、当該代理人弁護士の氏名・所属法律事務所の連絡先をご教示くださいますようお願い申し上げます。

す。

さらに、繰り返しになりますが、タイムリーな情報提供の観点から、書面をご送付頂く際には、郵送頂くとともに、併せて、当事務所に対してファクシミリ送信（03-6250-7200）を頂きますようお願いいたします。なお、貴社の回答書（2）は5月2日付けであるものの、当職らが郵送で受領したのは5月6日となってしまいましたので、上記のとおり郵送と併せて当事務所に対してファクシミリ送信も頂きますよう、重ねてお願いいたします。

また、本書面及びご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導により、当社が公表することがあり得る点につき、予めご承知おきください。なお、当社は、4月18日に本件に関する適時開示をした際に、東京証券取引所の担当者より、今後開示内容に関する変更が生じた場合には、経過事項の開示として、逐一開示が必要となる旨の指導を受けており、当社といたしましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる

事項として貴社とのやり取りについても継続的に開示しております。

1 貴社に対する追加の質問事項

(1) 大場武生氏との関係について

貴社は回答書(2)において、当社の4月21日付け「再質問状」(以下「再質問状」といいます。)に対する回答として、「当社は、大場武生氏・・・なる人物を知りませんし、大場氏が当社の経営に直接ないし間接的に関与している事実も一切ございません」と回答されております。

しかしながら、当社及び当職らにて調査を継続した結果、再質問状で指摘した貴社によるシスウェーブ株式の大量取得についての大場武生氏の関与の他にも、以下の事実が判明しております。

即ち、燦キャピタル・マネージメント株式会社(以下「燦キャピタル」といいます。)の2020年2月14日付けプレスリリース「特別損失計上に関するお知らせ」によれば、燦キャピタルは、同日、「従来からの取引先である」貴社(当時の商号は株式会社イノプライズ)に対する貸付金5000万円のうち2000万円が未回収であって、返済期日

が確定しないことから貸倒引当金を計上し、特別損失として計上した旨を公表しています（なお、繰り返しになりますが、貴社に対する貸付金未回収による貸倒引当金の計上後わずか2年弱後には、貴社は、当社株式の買付けの資金の全額を、貸金業登録もなされていない合同会社S T A N D U P G R O U P から借り入れられており、一連の燦キャピタルとの関係は、当社株式の取得と無関係ではないと考えております。）。然るに、この燦キャピタルについても、大場氏が第三者の名義を利用して実質的に投資をしている旨の報道が、A c c e s s J o u r n a l 誌によって、2017年になされているところです。

このように、貴社と大場氏との繋がりに関する報道が、時期も、対象とする会社も異にして繰り返されている点から、当社及び当職らとしては、貴社と大場氏に関する一定の繋がりがあのではないかとの疑念を払拭することはできず、かかる疑念は、貴社がご指摘されるような「一般株主らを誤導するような記載」でもなく、「憶測情報」でもないと考えております。大場氏については、2007年10月11日に東京地方検察庁特捜部が旧証券取引法違反（風説の流布）で逮捕し、そ

の後有罪判決を受けており、大場氏との間に
関係が存するのではないかという疑念は、上
場会社である当社の一般株主や投資家にとっ
て重大な関心事であるといわざるを得ません
。

このため、上記の燦キャピタルによるプレ
スリリース及び報道された事実に関して、以
下の点についても、併せてご回答頂きますよ
うお願いいたします。貴社の代表取締役が変
更されたことに伴い、貴社現代表取締役にお
いて説明が難しい場合は、前代表者であり、
当時、貴社の100%株主であった橘祐司氏
に対して事情を確認されるとともに、本件に
関して貴社内で当然に保管されていることが
想定される記録・文書をもとに回答頂ければ
幸いです。

① 貴社が燦キャピタルから5000万円の
貸付けを受けるに至った経緯、貸付けの実行
日時、貸付金の用途

② 貴社が燦キャピタルの「従来からの取引
先である」ことに関して、当該取引の開始の
経緯・時期、貴社を燦キャピタルに紹介した
或いは燦キャピタルを貴社に紹介した仲介者
の有無

③ 仮に貴社と燦キャピタルの取引関係が上
記Access Journal誌の報道よ

りも後に開始されている場合には、当該報道の存在にも拘らず、貴社が燦キャピタルとの取引関係を開始した理由（当該報道を踏まえて燦キャピタルに対してどのような対応をとったのかを含みます）

また、貴社は、当社の公表内容について「嚴重に抗議」されるのみならず、「速やかな公表の中止がなされない場合には、名誉棄損に基づく損害賠償請求等訴訟といった法的措置を執ります」とされていますが、そもそも、当社らが上記疑念を抱く根拠の一つとしている各報道についても、同様の措置を執られたのでしょうか。この点につきましても、措置の有無及びその結果をご回答頂ければ幸いです。なお、仮に当社の開示及び各質問状に関して名誉毀損に該当する部分があると思料されるのであれば、該当すると考えられる具体的な事実の摘示及び表現を指摘頂いた上、名誉毀損に該当すると思料される根拠を具体的にお示し頂ければ、適切に対処させていただきます。

（２）布山高士氏との関係について

貴社は回答書（２）において、当社の質問状（３）に対する回答として、「当社と布山

高士氏・・・において、意を通じて、実質的に共同して当社株式の買付けを行っているという事実はございませんので、回答の要が認められないご質問であると思料しますが、念のために申し上げておきますと、当社と布山氏との間には、直接・間接を問わず、資本関係・取引関係の類は一切ございません」と回答されております。

しかしながら、

① 質問状（３）でも一部指摘した以下の（ア）乃至（ウ）の事実を踏まえれば、布山氏に対して株式会社アジアゲートホールディングス（以下「アジアゲートHD」といいます。）がNC MAX WORLD株式会社（以下「NC MAX WORLD」といいます。）株式の代金として支払った資金の一部は、究極的には、貴社とプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワンHD」といいます。）の共通の実質的支配者である貴社代表者が、今回、貴社が当社株式を取得する資金の提供を受けた合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）２名と共に負担をしていると解されること、

（ア）アジアゲートHDは、布山氏に対するNC MAX WORLD株式の代金の資金を調達するために、2022年1月14日

を払込期日として、株式会社エム・クレド（以下「エム・クレド」といいます。）及びアクセスアジア株式会社を割当先として第三者割当増資を行っているところ、当該払込日の直後である同年1月28日に、エム・クレドは、プラスワンHD及び合同会社STAND UP GROUPの出資者（社員）2名（中山勇介氏及び笹澤知夫氏）に対して割り当てられたアジアゲートHD株式を譲り渡していること（アジアゲートHD株式の代金として、プラスワンHDからは4億1860万円が、中山勇介氏からは4億5592万円が、笹澤知夫氏からは3億8853万円がそれぞれエム・クレドに支払われていること）

（イ） プラスワンHDは、貴社と同所に所在し、貴社代表者と同一人が代表者を兼ねる会社である上に、株式会社FHTホールディングス（なお、当時の商号はターボリナックスHD株式会社。以下「FHT HD」といいます。）の2013年12月27日付けプレスリリース「子会社の異動（株式譲渡）」に関するお知らせによれば、貴社代表者が100%株主であると拝察されること

（ウ） 上記（ア）及び（イ）からすれば、布山氏に対してアジアゲートHDがNC MAX WORLD株式の取得対価として支払

った資金のうち、4億1860万円については貴社代表者（プラスワンHD及び貴社の実質的支配者）が、合計8億4445万円については貴社への資金提供者である上記中山氏及び笹澤氏が、それぞれ究極的には実質的に負担しているのではないかと合理的に推認できること

② また、当社及び当職らにて調査したところ、貴社代表者は、2013年3月からFHTHDの執行役員を務めていたところ、アジアゲートHDの前代表取締役社長であった森欣也氏が2022年3月24日付けでFHTHDの代表取締役に就任しており、このように、貴社代表者の経歴上も、アジアゲートHD関係者との接点が窺えること（なお、FHTHDについては、現代表取締役会長である車陸昭氏が当社株式を2021年9月末以降に新たに取得しており（5000株）、この点でも、貴社ないし貴社代表者とFHTHDとの関係が窺えるところです。）、

③ 上記①に加えて、エム・クレド及びアジアゲートHDとの関係でいえば、上記アジアゲートHDの第三者割当増資にエム・クレドが応じた際の資金の提供者として開示されている森本浩之氏が代表者を務める吉野森久銘木店株式会社が、当社株式を2021年9月

未以降に新たに取得していること等、偶然というには余りにも多くの布山氏及びアジアゲートHDが同時期に当社株式を取得していること、

等々から、貴社と布山氏の間には当社株式取得以外における密接な関係があるとの疑念を抱くことが合理的な事情が多数存在するものと考えております。特に、上記①記載の事情からすれば、結果的に（貴社代表者が代表取締役を兼任することが登記上明らかであり、かつ、公開情報から貴社代表者が100%株主であると拝察される）プラスワンHD→エム・クレド→アジアゲートHD→布山氏という資金の流れがあると考えられることから、貴社と布山氏に「間接を問わず」「取引関係の類は一切ございません」とのご回答は、誠に遺憾ながら事実と反する回答ではないかと強く懸念しております。

つきましては、貴社と布山氏のご関係について、改めて、詳細を具体的にご説明ください。

（3）重要提案行為の内容について

貴社が提出した2022年4月15日付け大量保有報告書の変更報告書2によれば、貴社が当社の株式を保有する目的は「重要提案

行為等を行うこと」とされており、また、貴社が貴社ウェブサイト上に任意に掲載した2022年5月4日付け「ナガホリの株主の皆様へ」においても、「当社が提出した大量保有報告書に記載のとおり、ナガホリの現経営陣に対し、建設的な対話を求めるべく、重要提案行為等を行うことを目的にナガホリの株式を保有するに至りました」と記載されています。しかしながら、当職ら作成の2022年4月25日付け「質問状(3)」(以下「質問状(3)」といいます。)において当社が当該重要提案行為等の概要の説明を求めたにも拘らず、貴社からは依然として当該重要提案行為等の概要を一切説明頂けておりません。

当社といたしましては、大株主様との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂くことは全く差し支えはなく、当社としても望ましいことと考えておりますが、依然として議論に応じて頂けないことから、貴社ないし貴社代表者がこれまでに関与した重要提案行為を調査したところ、以下の事実が判明しました。

即ち、貴社代表者は、上記(2)のとおり自らが代表者で唯一の株主と考えられるプラ

スワンHDを通じて、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して自らを取締役に選任することを含めた臨時株主総会招集請求を行い、その結果、2021年11月26日付け臨時株主総会においてアサヒ衛陶の取締役の入れ替えを実現し、同日付けでアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任しておられます（なお同日付けで星野和也氏も代表取締役会長に就任しておられます。）。それにも拘らず、それから僅か2か月程度しか経過していない翌年1月19日付けで代表取締役社長を辞任（取締役についても同年2月25日付けで任期満了により僅か3か月で退任）しておられます（以上については、アサヒ衛陶の2021年10月4日付けプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」、同年11月4日付け「役員の変動に関するお知らせ」及び「臨時株主総会の開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」、同月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」、同月26日付け「代表取締役の変動及び人事変動に関するお知らせ」、2022年1月19日付け「代表取締役の変動（辞任）に関するお知らせ」等を参照しています。）。

当社が貴社との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂く大前提として、貴社代表者が、上記のとおり、アサヒ衛陶の代表取締役社長に就任後僅か2か月程度の間で辞任された経緯・理由を具体的にご教示ください。

2 貴社の質問に対する回答

(1) 大量保有報告書の提出懈怠について

当職ら作成の2022年4月25日付け「質問状(3)」(以下「質問状(3)」といいます。)において、登記申請期限を令和4年3月27日と記載しておりました点につきましては、貴社が正確にご認識のとおり、令和4年3月28日(月)の誤記です。この点、大変失礼致しました。

もっとも、質問状(3)において指摘したとおり、いずれにせよ、貴社の商業登記によれば、令和4年3月30日(水)付けで貴社の本店所在地及び代表取締役の変更(並びに商号変更)に係る登記がなされているため、登記申請は令和4年3月30日(水)に行われたものと解されます。そして、貴社は登記申請期限を上記のとおり(民法及び行政機関

の休日に関する法律も含めて) 正確にご認識頂いているにも拘わらず、当該登記申請期限を徒過しており、この点に関しても法令違反を行っていたこととなります。しかしながら、貴社より受領した4月22日付け「回答書」(以下「回答書」といいます。)においては、「過去10年間における法令違反行為等」は「ありません」と回答され、また、「当社の法令遵守体制に問題はございません」と回答されておられます。それ故、①上記登記義務の懈怠についてどのような理解をされているのか、また、②どのような事情により、登記申請が遅延したのか、その理由も書面を以って具体的にご説明ください。

(2) 貴社の法令順守状況に係る質問について

また、上記のとおり、回答書に記載の、貴社が当社の株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点(本年3月28日(月)及び3月29日(火))において、貴社が本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であった旨の事実はないことから、大量保有報告書の提出懈怠の理由に関する当該説明は撤回されたものと理解しております。したがいまし

て、貴社の大量保有報告書の提出懈怠の理由
に関するても、改めてご説明ください。

なお、既に開示しておりますとおり、当社
としては、貴社による当社株式に係る大量買
集めに関する法定の開示書類が適切かつ適法
に開示されていないこと（特に、主要株主と
なるほどの当社株式の大量取得を一切開示す
ることなく、市場内で買集めを継続されたこ
と）について、当社の株主の皆様共同の利益
を損なっているのではないか（具体的には、
そのような大量取得の状況を正確に認識でき
ていたのであれば当社株式を売却しなかつた
と考えられる株主の皆様も、かかる大量取得
の状況が反映されていない市場価格で、当社
株式の売却を余儀なくされるに至ったのでは
ないか）と考えていると同時に、強いコンプ
ライアンス上の懸念を有しておりますため、
貴社の法令順守状況に関して質問をさせて頂
きました。

また、貴社は当該質問に対しても回答書に
おいて「過去10年間における法令違反行為
等」は「ありません」と回答され、また、「
当社の法令遵守体制に問題はございません」
と回答されており、貴社における貸借対照表
の公告懈怠という客観的事実と明らかに反す

るご回答と思われましたため、質問状（３）にて懈怠の理由に関する追加質問をさせて頂いた次第です。

当社において過去に他の大株主に対して法令違反の有無に関する同様の質問をしたことはございませんが、それは本件のように法定開示書類の適法性に関して疑念のある当社株式に係る大量買集めが過去に行われたことがなかったためにすぎず、いかに本件が特殊な状況であるかを示しております。

（３）貴社との面談について

貴社は回答書（２）において、「当社といたしましては、貴社の筆頭株主として、貴社の潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けられるべく、そのために必要となるアクションを幅広く検討している」と回答されていますが、貴社が検討されているアクションを含めた重要提案行為の内容を事前に具体的に当社にご共有頂けない理由を書面を以って具体的に説明ください。

当社といたしましては、大株主様との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂くことについては全く差し支えはなく、当社としても望ましいことと考えておりま

すが、突如として当社の筆頭株主になり、当社株式を大量に買い集めている理由等に関する当社からの度重なる質問にも拘らず、それに対する一切の説明もない状況に鑑みますと、まずは貴社からの真摯なご回答を頂くとともに、貴社からのご提案事項を書面で頂戴することが、面談の前提として当社内での貴社ご提案の真摯な検討を可能とすることとなるため必要であり、このような情報提供を頂いて面談に臨むことが効率的かつ生産的であると考えております。また、書面で頂くことにより、そのご提案の内容を貴社のご表現のままで速やかに公表することが可能となり、当社株主及び投資家の皆様にとっても有益であると考えております。

なお、質問状（３）でお伝えしておりますとおり、当社といたしましては、そのような書面によるご提案及びご質問を頂戴できれば、早急に貴社との面談を設定し、面談の日時、場所等についてご連絡いたします。

（４）外部専門家への委嘱について

当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、貴社を含む株主による株式買集めに対して当社として

早急に対応を進める必要があると考えておりますが、本件については、誠に遺憾ながら、貴社により、金融商品取引法上の大量保有報告の期限を大幅に徒過するような形で当社株式の大量取得が行われ、強いコンプライアンス上の懸念が存在していること等もあり、本件の対応は高度に専門性を有する事項であることから、適切な経験を有する外部専門家から必要かつ合理的な範囲でアドバイスを取得しています。

当然のことながら、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、適時・適切に開示を行ってまいります。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いいたします。

草々